

平成30年2月市議会定例会提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

平成30年4月1日に、鳥取市は中核市としての新たなステージへの第一歩を踏み出します。

本市が中核市となり、新たに有することとなる多くの権限を最大限生かすとともに、現在行っている事務と一体的に活用することで、これまで以上に地域の実情に合った、きめ細やかでより質の高い市民サービスの提供が可能となります。私は、中核市移行により、本市の基礎自治体としての機能を強化することで、今後、地方分権時代をリードする都市となり、将来にわたる本市の飛躍・発展を確かなものとするのが、必ずや市民の皆様の幸せにつながるものと固く信じています。

さらに、本市には山陰東部圏域の中核的な役割があることを強く自覚し、関係自治体と連携しながら圏域全体の発展を牽引することで、山陰を代表する拠点都市としての価値を高め、存在感を全国に示してまいります。

また、連携中枢都市圏の形成に向けては、圏域の将来像や、連携協約に基づく具体的な取り組みなどを盛り込む「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョン」の策定について、現在調整を行っているところであり、本定例会に提案している関係5町との連携協約については、中核市移行と同時に締

結することとしています。

今後も、円滑な中核市への移行と連携中枢都市圏の形成に向けた準備をしっかりと進めるとともに、中核市として相応しい質の高い市政運営を目指してまいります。

2. 新本庁舎整備について

本市の防災の拠点であり、将来にわたって山陰東部圏域が一体的に発展を続ける礎となる新本庁舎の整備について、本年度は、7件の工事請負契約を締結し、11月からは本庁舎棟の建設工事を始めており、現在、杭工事を終え、基礎工事に着手しています。平成30年度は、免震装置の設置、鉄骨工事の着手を予定しており、来年3月頃には全体の骨組みが組み上がります。さらに、新たに立体駐車場棟工事及び地中熱利用設備工事の発注も予定しており、市政130周年を迎える平成31年秋の開庁に向けて、着実に事業を進めてまいります。

3. 可燃物処理施設整備について

東部広域行政管理組合が進めている可燃物処理施設の整備については、平成32年3月末までを工期とする敷地造成工事を本格的に進めているところです。また、プラント施設の整備及び運営事業についても、本年4月下旬には専門家で組織する委員会において落札者を選定する計画としています。本市としましても、平成34年8月の本稼働を目指し、東部広域行政管理組

合及び東部4町と一体となって着実に事業を推進していきます。

4. 市政の総括について

私は、市町村合併10周年の節目の年である平成26年4月に、「今こそ新しい鳥取市をつくる」との強い思いを持って市長に就任しました。「鳥取市を発展させる、飛躍させる」の基本理念のもと、本市の将来像に掲げる「いつまでも暮らしたい、だれもが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」の実現に向けて「鳥取市創生総合戦略」及び「第10次鳥取市総合計画」を策定し、中長期的な視野で本市のまちづくりを見据え、直面する課題に誠心誠意、取り組んでまいりました。

この間、市民の皆様や議員各位には格別のご理解とご協力をいただきながら、先ほども申し述べました中核市への移行や連携中枢都市圏の形成に向けた取り組み、新本庁舎整備、可燃物処理施設整備など、本市が将来にわたって山陰東部圏域の中心都市として発展し続けるための基礎づくりを大きく前進させることができたと確信しています。

この4年間を振り返り、主な取り組みを総括したいと思います。まず、

第1は、次世代の鳥取市を担う‘ひとづくり’です。

(1) 妊娠・出産・子育て支援

人口減少、少子化が全国的に進行する中で、子育て世代を全面的に応援する姿勢を打ち出し、若者の定住促進を図ってまいりました。

昨年4月に、子育て支援の担当部局を「健康こども部」として部に格上げ

するとともに、子育て世代包括支援センター「こそだてらす」を開設し、専任職員による相談支援や産後サロン等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を強化しました。

保育需要が高まる中、待機児童対策として、民間事業者による保育施設の整備を積極的に支援しています。これにより、特に希望が多い3歳未満児の受け皿となる小規模保育事業所は年々増加しており、本年4月には10園となる予定です。認可保育園も新たに1園が開園する計画であり、受入児童数のさらなる拡大を図っています。また、放課後児童クラブについても、来年度はさらに7クラブを増加し、63クラブとすることで、子育て世代の育児と仕事を両立できる環境づくりを推進しています。

子育て世代の経済的負担を軽減するため、第3子保育料の無償化と同時在園の2人目の保育料軽減に加え、低所得者層に対しては更なる軽減措置を講じています。また、むし歯になりやすい妊娠期の口腔管理や、新生児の聴覚障がい早期発見のための検査費用に対する助成、小児特別医療助成の対象年齢の拡充、特定不妊治療や不育治療に係る費用への助成など、子育てに係る経済的な不安の解消を図り、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援を充実しました。

(2) 教育の充実

次世代の本市を担う子ども達の教育環境の充実を図ってまいりました。

小中学校校舎の耐震化率は平成27年度に100%を達成し、学校施設全体では平成30年度に100%となる予定です。近年の猛暑対策としては、

中学校3年生教室と音楽室への空調設備の設置を計画的に進めています。

また、中学生が英語圏のシンガポールで英語力を磨き、異文化に触れる「グローバル人材育成事業」や、学力向上と環境の変化に伴う学校不適應等の解消を図る中学校区兼務教員を全中学校区に配置することに加え、教員が本来の業務に専念できる環境を整える学校給食費等の公会計化など、教育の質を高める取り組みを行っています。

(3) 人材誘致・ふるさと回帰の促進

人口増加対策の一つとして、移住に関する情報発信と交流の拠点施設である「鳥取市移住・交流情報ガーデン」を平成28年1月に設置するとともに、お試し住宅の整備を拡充し、移住体験を通して本市の魅力を感じていただくことや、首都圏や関西圏での移住相談会を開催し、本市の暮らしやすい環境を積極的にPRしました。さらに、本市へのUターンを希望されている方に対して仕事や住居などに関する情報を提供する制度を創設するなど、様々な移住定住促進施策を展開し、現在までに2,400人を超える方が本市に移住され、着実にその成果を上げてまいりました。これらの取り組みが全国的に高く評価され、田舎暮らしの専門誌による住みたい田舎ベストランキングで、昨年は総合部門第1位を獲得し、本年も総合部門第4位を受賞するなど、6年連続でトップ10入りを果たしました。

(4) 地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現

高齢化が進展する中で、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを進めるため、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一

体的に切れ目なく提供する体制、いわゆる「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。

具体的には、地域での生活支援サービスの担い手の育成や立ち上げ支援を行う「生活支援コーディネーター」が中心となり、地域の福祉関係者が定期的集まる場を設け、地域福祉の充実に向けた協議が進められているとともに、高齢者等の権利擁護に大きな役割を果たしている「一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター」については、相談員を増員させ、相談支援体制の強化を図っています。

平成28年度から、認知症の方とそのご家族が安心して暮らし続けられるために、地域の医療機関や介護サービス施設等をつなぐ役割を担う「認知症地域支援推進員」を社会福祉法人に委託して2名配置し、相談支援に取り組むとともに、医師の指導のもと、地域包括支援センターの専門職がチームを組んで認知症の方の自宅を訪問し、早期支援を集中的に取り組む「認知症初期集中支援チーム」や、認知症カフェの設置及び運営に係る費用への助成制度を創設するなど、地域の福祉関係者と行政が協働で認知症を支える仕組みづくりを行っています。

また、地域包括ケアシステムの構築とともに取り組みを進めている「地域共生社会」の実現については、10か所で運営されているこども食堂を核とした「地域食堂」と支援団体や企業を結びつける「地域食堂ネットワーク」を立ち上げ、こどもを中心に高齢者や障がい者をはじめ、様々な人が集い、つながることができる「地域の居場所」を増やす取り組みを行っています。

(5) 安心できる医療・社会保障制度の運営

市民の皆様の生命を守り、安心して暮らせる医療環境を維持するため、救急医療などの不採算部門を実施している鳥取赤十字病院に対して助成を行い、地域医療の確保、維持を図っています。

さらに、鳥取市立病院については、本年4月から岡山大学医学部と連携し、災害救急講座の研究施設に指定し、派遣される専門医師の指導、助言を受けることで、救急医療技術のさらなる向上を図ります。あわせて、専任医師の採用や救急に従事する看護師を増員するなど組織体制の強化を図ることで、本市のみならず県東部圏域全体の救急医療体制を充実させます。

また、平成27年4月に開校した鳥取市医療看護専門学校は、昨年春の言語聴覚士学科に続き、今春は、看護学科、作業療法士学科、理学療法士学科の第1期生が社会へ羽ばたきます。卒業生が鳥取の医療・介護・福祉の現場で大いに活躍され、医療従事者の不足解消につながることを期待しています。

さらに、全国的に国民健康保険の運営が厳しい状況において、医療費適正化や保険料の収納率向上に重点的に取り組み、安定的な財政運営に努めたことで、平成27年度に4.6%、平成28年度に2.6%と2年連続で国民健康保険料の引き下げを実現しました。

第2は、誰もが活躍できる‘しごとづくり’です。

(1) 雇用の創出、地域経済の活性化

市長就任当初は、鳥取三洋電機株式会社の事業再編による大量離職の影響もあり、地域経済の活性化、雇用の拡大が喫緊の課題でありました。このこ

とから、平成26年3月に策定した「第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略」に基づく様々な取り組みを実施してまいりました。

まず、企業誘致の受け皿となる工業団地については、鳥取自動車道沿いの交通アクセスに適した場所に、河原インター山手工業団地と布袋工業団地を整備するとともに、成長産業にターゲットを絞った戦略的な誘致活動を進めた結果、10社の優良な企業の誘致を成功させました。そして、新たに1社の河原インター山手工業団地への誘致が決定し、さらなる雇用の拡大を期待しているところです。

また、本市の経済と雇用を支える中小企業・小規模企業への支援については、企業支援推進員による誘致企業とのマッチングやきめ細やかな融資制度の運用などのほか、昨年3月には、「鳥取市中小企業・小規模企業振興条例」を制定し、新たに製造業・卸売業に対する設備投資への支援制度の創設や、働き方改革推進アドバイザーの配置などを進めました。

これらの取り組みにより、有効求人倍率は平成27年7月から連続して1倍を超え、昨年末には1.6倍に達するなど所得・雇用環境は大きく改善されました。この回り始めた地域経済の好循環をさらに加速させる次の一手として、本年3月には、「鳥取市経済成長プラン（仮称）」を策定し、外部からの投資移入や、新たな付加価値の創造、労働力の安定的な確保に重点的に取り組むこととしています。

（2）農林水産業の振興、販路拡大

持続可能な魅力ある農林水産業の実現に向けて、農産物の産地化とブラン

ド化を推進しました。全国的に評価の高い「砂丘らっきょう」の加工施設の建設や「鳥取和牛」の牛舎の増築を支援し、それぞれ来年度に稼働する予定となっています。また、梨の鳥取オリジナルブランド「新甘泉（しんかんせん）」の果樹棚整備等への支援により、栽培面積は4年前に比べて倍増するなど、産地化・ブランド化の基盤は着実に整いつつあります。

深刻な問題となっている野生鳥獣による農作物被害対策の切り札として、平成20年から休場となっていたクレー射撃場を県東部1市4町で連携して平成28年9月から開設し、狩猟者の育成と確保に努め、農業者の負担と不安の軽減を図りました。

農産物の販路拡大にも力を入れて取り組み、企業訪問による「打って出る」セールスを積極的に展開したことにより、誘致企業である大手菓子メーカーが材料として鳥取ブランド米「きぬむすめ」を採用したことや、関西圏を中心に40店舗以上の外食レストランを展開する大手企業が、鳥取地どりピヨや魚介類等を使用するなど、大口のマッチングを成功させました。また、農産物の商品開発から販路拡大、そしてマッチングまで一貫して支援する仕組みづくりを進めるため、昨年10月には、地元金融機関等とともに「株式会社 地域商社とっとり」を設立したほか、生産者と商工業者等をつなぐ「6次化ネットワークシステム」の平成30年度の本格稼働を目指しています。

第3は、にぎわいにあふれ安心して暮らせる‘まちづくり’です。

（1）観光の振興

地域のにぎわいの創出に重要な役割を果たす観光面では、外国人観光客を

呼び込むため積極的に取り組んできた海外プロモーションや世界に向けた情報発信が功を奏し、外国人観光客周遊タクシーの利用者は、平成25年度の3倍以上に増加したほか、本年度から導入した鳥取と大阪を結ぶ1000円高速バスも、当初見込みを大きく上回るなど好評をいただいています。

また、山陰東部圏域を一つの観光圏と捉えて周遊性を高め、圏域全体の観光振興を図るため、山陰東部圏域1市6町の連携により、昨年3月に広域観光グランドデザインを策定しました。先月25日には、交通、宿泊、金融、行政などの20団体で構成し、グランドデザインの推進組織となる「一般社団法人 麒麟のまち観光局」が設立され、山陰東部圏域の観光資源を生かした旅行商品の開発や販売、PRなどを総合的に展開されることとなりました。

さらには、北前船寄港地フォーラムの鳥取開催を誘致し、昨年11月24日に開催したフォーラムでは寄港地関係者や市民約1,100人が参加し、寄港地の歴史を生かした地域活性化について議論を交わすとともに、交流を深めました。

鳥取砂丘砂の美術館は、10期展示の節目を迎え、累計入館者数は389万8千人に達しました。また、10周年記念イベント「鳥取砂のルネッサンス2017」では、昨年11月3日から5日までの3日間で県内外から3万9千人の多くの方々にお越しいただき、「砂像のまち鳥取」の発信と砂像文化の醸成を図りました。

環境省に建設を要望していた「鳥取砂丘ビジターセンター」が、本年10月に完成する予定であり、鳥取砂丘をはじめとする山陰海岸国立公園、ユネ

スコ山陰海岸ジオパークの魅力を強力に情報発信できる新たな拠点として有効に活用したいと考えています。

久松山や鳥取城跡周辺の観光地としての魅力をさらに高めるため、平成19年度から大手登城路の復元整備の取り組みを進めており、このうち、擬宝珠橋の復元工事が来年度に完成する予定です。また、国府町の重要文化財旧美敷水源地水道施設については、平成25年度から平成27年度に実施した第Ⅰ期の指定文化財修理工事に続き、平成28年度から実施していた第Ⅱ期修理工事が本年度完了し、本年4月に仮オープンする運びです。10月には展示施設の整備も終え、日本の上水道や本市の歴史を体感できる、新たな地域の名所が誕生します。

また、観光地を連結して広域観光圏を形成する役割を果たす高速道路ネットワークについては、関係機関と連携し、国に対し早期整備の実現を働きかけ、昨年11月には、新温泉町と香美町を結ぶ山陰近畿自動車道「浜坂道路」が開通となりました。山陰道「鳥取西道路」は、鳥取西ICと浜村鹿野温泉IC間の平成30年内の完成に向けて事業が進められているところであり、高速道路のネットワーク化は着実に進んでいます。

(2) 新市域の活性化

市町村合併後10年となる平成26年8月に、新市域がめざす将来像を描き、夢のあるまちづくりを実現するための方向性を示した「鳥取市新市域振興ビジョン」を策定するなど、新市域の特性を生かしたまちづくりと地域課題の解消を図る様々な取り組みを行っています。先ほど述べました、かつて

の上水道施設のありようを後世に伝える貴重な文化遺産を保存し、地域の活性化につなげる国府町の旧美敷水源地保存整備事業や、平成28年3月に地理的表示保護制度（GI）に登録され、昨年度に続き2年連続で販売額が10億円を突破した福部らっきょうの加工施設整備事業、陶芸やガラス工芸など多くの工芸作家が活動しておられる河原町のいなば西郷工芸の郷づくりの支援事業のほか、西地域のにぎわいと雇用機会の創出、観光振興などの新たな拠点となる気高道の駅（仮称）整備事業などの実施により、新市域の活性化を図っています。

（3）中心市街地の活性化

中心市街地に魅力とにぎわいを創出するため、鳥取駅南口交通広場の整備や、市道駅前太平線「バード・ハット」を活用したイベントを実施するとともに、リノベーションによる遊休不動産の再生など、官民が連携した取り組みを行うことで、街中ににぎわいが生まれつつあります。この流れを加速させるとともに、にぎわい創出のための鳥取駅周辺の開発や、歴史と文化を活用し、観光交流や豊かな居住の舞台とする鳥取城跡周辺の整備などを踏まえた新たな取り組みをスタートさせるため、本年3月に第3期中心市街地活性化基本計画を策定します。

（4）地域交通の維持・向上

高齢者等の方々が住み慣れた地域に暮らし続けるためには、生活交通の確保が重要であることから、効果的なバス運行についての実証実験を踏まえ、平成28年4月より国府町中河原を路線バスとの乗り継ぎ拠点とする乗合

タクシーの運行を開始したほか、気高・鹿野地域においては、路線バス河内上光線の廃止に伴い、市の自家用有償バス宝木河内線を新設するなど生活交通の確保に努めました。

(5) 地域防災力の向上

災害から市民の生命を守り、被害を軽減するためには、地域における防災体制を強化することが重要であり、災害発生時にいち早く、的確に情報を伝達するため、アナログ方式の防災行政無線設備を順次デジタル方式に更新するほか、自主防災会を対象とした災害時に必要な資機材の購入費に対する助成制度を創設し、地域防災力の向上に努めました。

また、高齢者のみの世帯や重度の障がい者等、災害時に自力で避難することが困難な方やその支援者を事前に登録する「避難行動要支援者支援制度」は、市内全61地区で取り組んでいただき、登録者数は、6,291人となっており、災害時に地域で助け合う仕組みづくりが進んでいます。

さらに、昨年12月に「鳥取市積雪対応指針」を策定し、町内会等の自主的な除雪活動に係る経費への助成制度の創設や、地域に貸し付ける除雪機を増やすとともに、除雪の出動基準としていた積雪15cmを、5cmから10cmへ引き下げ、積雪状況に応じて早期に除雪作業にかかれる体制を整備するなど、大雪による被害防止対策を強化しました。

(6) 防災拠点の強化

防災の拠点施設の強化については、新本庁舎の整備のほか、総合支所の耐震化も積極的に取り組んでおり、本年度中には、気高町総合支所の耐震工事

が完了する予定です。さらに、用瀬町総合支所の耐震設計業務を推進するとともに、佐治町総合支所の耐震工事にも着手することとしており、総合支所の防災力向上を図っています。

災害発生時の避難所となっている小中学校の耐震整備は、すでに申し述べたとおりですが、保育園や地区公民館の耐震対策についても年次的に進めており、市民生活に関わりの深い施設を優先して耐震対策を行ってきました。

(7) 快適な都市環境の形成

市民と行政とのパートナーシップを基本とした緑豊かな潤いのあるまちづくりに取り組み、都市公園や公共空地の58箇所では市民との協働による芝生化が実現するとともに、街区公園などの57箇所ではミニナチュラルガーデン花壇が設置されるなど、市民による緑化活動が広がっています。

さらに、「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」の鳥取開催の誘致に取り組み、平成31年度の開催が決定したところです。本大会の開催を通して、全国から都市緑化に取り組む多くの関係者が集い、情報交換を行うことで、市民の皆様の都市緑化意識の高揚と本市の緑豊かな潤いのあるまちづくりを一層推進していきたいと考えています。

これまで申し述べました「鳥取市を発展させる、飛躍させる」ための様々な施策に取り組んでまいりましたが、私の任期も残すところわずかとなりました。これまでの市政の推進に当たり、市議会議員の皆様をはじめ、市民の皆様からの多くのあたたかいご支援、ご指導をいただきましたことに改めて

深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

5. 平成30年度当初予算の概要について

続きまして、今議会に提案しております平成30年度の当初予算案の概要について説明申し上げます。

平成30年度は、本年3月25日執行予定の市長選挙を控え、義務的経費を中心とした骨格予算を編成し、対前年度0.8%減の954億3千万円となっていますが、中核市移行と連携中枢都市圏の形成をしっかりと果たすとともに、市庁舎整備や可燃物処理施設整備などの市民生活を支える重要施策や、地方創生を推進する取り組みが停滞することのないよう、必要な経費を盛り込み、「明るい未来への飛躍“中核市元年”予算」としました。

合併算定替えの縮減に伴う普通交付税の減少、一時的に増大する公共施設の整備費など、一般財源の確保や事業費の抑制は容易ではありませんでしたが、このような状況を見越して積み増してきた基金を有効に活用しながらも、不測の事態に備えて必要となる財政調整基金などは温存する予算編成に努めました。さらに公債費は、計画的に行ってきた市債発行の抑制や、積極的な繰上償還などの行財政改革による成果により、3億4千万円の縮減につながるなど財政の健全性維持を図ることができました。

本市は、今後も、中核市として質の高い市政運営を目指し、「明るい未来へ飛躍するための重点的な投資」と「将来に負担を先送りしない財政基盤の堅持」を行政経営の基本姿勢に据え、社会情勢の変化を的確にとらえた市民サ

ービスの維持・向上に努めてまいります。

6. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第1号から議案第21号までは、平成30年度の一般会計、特別会計及び企業会計の予算でありまして、ただいま申し述べました施策をはじめとする諸施策に必要な経費を計上しています。

議案第22号から議案第40号までは、いずれも平成29年度の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算であり、事業費確定に伴う精算などに基づいて計上しております。

次は、条例等に関する案件です。

議案第41号は、消費者行政の推進に関し必要な事項を調査及び審議する鳥取市消費者行政審議会を設置するため、新たに条例を定めるものです。

議案第42号は、個人情報保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確化するなど、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第43号は、中核市への移行に伴い、審議会等の報酬の改定を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第44号は、中核市への移行に伴い、獣医師に係る初任給調整手当を新設するとともに、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するも

のです。

議案第45号は、中核市への移行に伴い、移譲される業務の特殊勤務手当を新設するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第46号は、中核市への移行等に伴い、必要な職員定数の見直しを行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第47号は、鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会の庶務担当部局の見直しを行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第48号は、鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部改正に伴い、鳥取市被災者住宅再建支援制度に係る支援の対象を見直すため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第49号は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償の基礎となる扶養手当の加算額を整備するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第50号は、国民健康保険料算定額のうち資産割を廃止するなどの保険料の改定を行うほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第51号は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法の規定による被保険者の住所地特例を後期高齢者に引き続き適用することについて、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第52号は、土地改良法の一部改正等に伴い、所要の整備を行うため、

関係する条例を一部改正するものです。

議案第53号は、自家用有償バスの運行路線に青谷町の長和瀬線を新設するなど、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第54号は、都市緑地法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合を定めるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第55号は、吉成団地の改善工事に伴い、吉成団地の家賃月額等を改定するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第56号は、中核市への移行に伴い、市が行うこととなる事務に関する手数料等を定めるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第57号は、水道事業の基本計画の変更に伴い、国府町木原などを給水区域に加えるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第58号は、鳥取市立病院に新たな診療科を置くため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第59号は、中核市への移行に伴い、包括外部監査契約を締結するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第60号は、県の保健所業務等に関する事務の委託を受けるための協議について、必要な議決を求めるものです。

議案第61号から議案第65号までは、鳥取市と岩美町、若桜町、智頭町、八頭町及び兵庫県新温泉町との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を、それぞれ締結するための協議について、必要な議決を求めるものです。

議案第66号から議案第70号までは、鳥取市と岩美町、若桜町、智頭町、八頭町及び兵庫県新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定を、それぞれ廃止するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第71号は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、公立大学法人公立鳥取環境大学の定款の一部を変更するため、必要な議決を求めるものです。

議案第72号は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更するため、必要な議決を求めるものです。

議案第73号は、当初予算に計上している過疎対策事業債の活用事業を、鳥取市過疎地域自立促進計画に位置づけるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第74号は、国府町麻生の農機具保管庫など4施設を、所在する地区の生産組合の農作業用施設とするため、麻生共同作業所^{こめせいさんくみあい}米精産組合に無償譲渡するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第75号は、旧湖南中学校校舎を利活用し、地域活性化を図るため、銘木工房^ぎゆら木に無償貸付するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第76号は、重要文化財旧美歎水源地水道施設保存修理工事 建築Ⅱ期工事請負契約に係る変更契約を締結するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第77号及び議案第78号は、それぞれ市道の認定及び変更を行うに当たり、必要な議決を求めるものです。

報告第1号は、平成29年7月11日に、市有地の樹木が倒木し、隣地の

看板を破損させた事故に係る損害賠償の額及び和解について、平成30年1月25日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第2号は、建築基準法等の一部改正に伴い、鳥取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、平成30年1月25日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第3号及び報告第4号は、平成29年12月17日に発生した公用車による事故に係る損害賠償の額及び和解等について、平成30年1月30日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案等につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。